

【事業所ご担当者様用】

健康保険証とマイナンバーカードの 一体化（マイナ保険証）に関する 制度説明資料



令和6年12月2日改訂



※ 現時点で国から示されている方針等に基づき作成したものです。
今後、国から示される省令、通知等により内容に変更が生じる可能性があります。



全国健康保険協会
協会けんぽ

マイナ保険証での受診が始まっています ①

令和6年12月2日から従来の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みへ移行しました！

(従来の)健康保険証 / **令和6年12月2日**から新たに発行されません(経過措置として、令和7年12月1日までは使用できます。)

令和7年12月2日に使用停止(保険証としての使用ができなくなります。)

遅くとも令和7年12月1日までに、次のいずれかに変更が必要です

1. マイナ保険証 (マイナンバーカード) 【P3~5】

- マイナ保険証とは、マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したものです。
- 健診や診療情報を共有することで、重複検査や禁忌薬剤投与のリスクが減少します。(※)共有については患者様が同意された場合のみ。
- 入院など、医療費が高額になる際に必要な限度額適用認定証の発行手続きが**不要**となります。(※)住民税が非課税の方を除く。
- 70歳以上の方の高齢受給者証の提示が**不要**となります。

2. 資格確認書 【P11~13】

- マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいときに、発行が**必要**です。(※)自動で発行される場合と、申請が必要な場合とがあります。
- 最長5年間の有効期限があります。
- 限度額適用認定証の発行手続きや、高齢受給者証の提示が別途**必要**となります。
- マイナ保険証に付与されているメリットはありません。

マイナ保険証での受診が始まっています ②

マイナ保険証で受診するメリットは大きく **2点** です。

安心 よりよい医療が受けられる！

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査を防ぎ、自身の健康・医療データに基づくより適切な医療を受けられます。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少します。

※ 本人の同意なく情報が共有されることはありません。

- 旅行先や災害時に受診する際も、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に！

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、医療費控除の確定申告が簡単にできます。

- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が不要になります。

- 「高齢受給者証」の持参も必要なくなります。

- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要になります。

※ 新しい保険者による登録手続きは必要です。



令和6年12月2日以降、**新規に健康保険証は発行されません。**



【これからマイナ保険証の利用登録を行なうとき】 マイナ保険証利用のためのステップ

マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするには、事前にお手続きが必要です。

1 マイナンバーカードの取得

◆ 3つの方法があります。

- A オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- B 郵便による申請 (手書きの申請書から)
- C まちなかの証明写真機からの申請



カードをすでにお持ちの方は、
②にお進みください。

2 マイナ保険証の利用登録

◆ 3つの方法があります。

- A 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- B セブン銀行ATMから行う
- C マイナポータル (スマートフォン) から行う

マイナポータルとは・・・

政府が運営するオンラインサービスです。
パソコンやスマートフォンからログインが可能で、各種行政手続きの申請や、所得・税等の情報を確認することができます。

3 登録完了後、マイナポータルでご自身の情報の確認をお願いします



① マイナポータルにログインします。



② ログイン後、画面を下にスクロールし、「健康保険証」を押します。



③ 健康保険証のページが表示されます。「資格情報」から、登録されている健康保険証情報をご確認いただけます。

【ご注意】

- ・就職や転職の際には、その都度、勤務先事業所様から「資格取得届」によるマイナンバーの提出が必要となります。【P6】
※ マイナポイントを申し込んでいても、マイナンバーを会社に提出していない場合、マイナ保険証は利用できません。
- ・ご不明点や情報が正しく登録されていない場合には、マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178) 【P17】またはご加入の協会けんぽ支部にお問い合わせください。

▶ 詳細については、ホームページをご確認ください。
「協会けんぽ特設ページ」【P18】

【マイナ保険証で保険診療を受けるとき】 医療機関等を受診する際の流れ

マイナポータルでご自身の情報が確認できたら（前ページの③）、実際に使ってみましょう！

1

マイナンバーカードをお持ちですか？

受付

受付付近

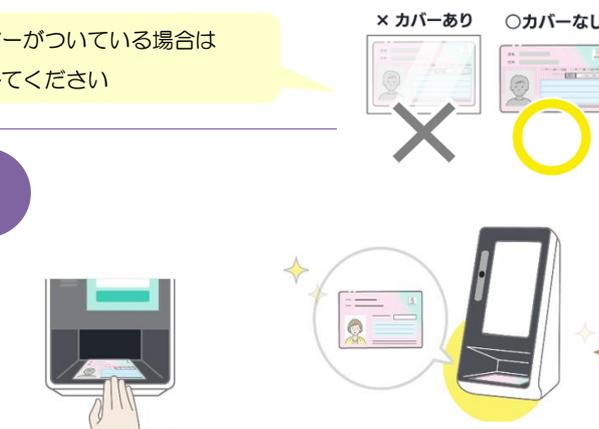


カードリーダーは受付付近にあります

2

カバーがついている場合は外してください

× カバーあり ○ カバーなし



カードリーダーにマイナンバーカードを置きます

3



顔認証

または

暗証番号(4ケタ)



本人確認を行います

4



同意する

または

同意しない

同意事項の確認・選択を行います

「【過去のお薬情報】【過去の健診情報（40歳以上）】を
医師・薬剤師に提供することに同意するか？」の確認になります

【令和6年12月2日以降の取り扱い】 「資格取得届」等のお手続きの流れ

従業員様の入社するときなどに提出が必要となる「資格取得届」や、扶養となるご家族が追加されるときに提出する「被扶養者異動届」のお手続き方法は、これまでと変更ありません。ただし、保険証は発行されず、今後は代わりに「資格情報のお知らせ」【P7】が交付されます。

1 事業所様 → 日本年金機構

「資格取得届」「被扶養者異動届」提出 ※ 従来と変更ありません

※ **5日以内**にご提出ください。

※ 届出の際、**マイナンバーを正確に**ご記載ください。

(誤った番号を記載すると、医療機関等の受診の際に支障が出ます。)

2 協会けんぽ → 事業所様

「資格情報のお知らせ」送付 ※ 保険証は発行されません

3 事業所様 → 被保険者様

「資格情報のお知らせ」配布 ※ 退職等の際の返納は必要ありません

「資格情報のお知らせ」①

「資格情報のお知らせ」とは？

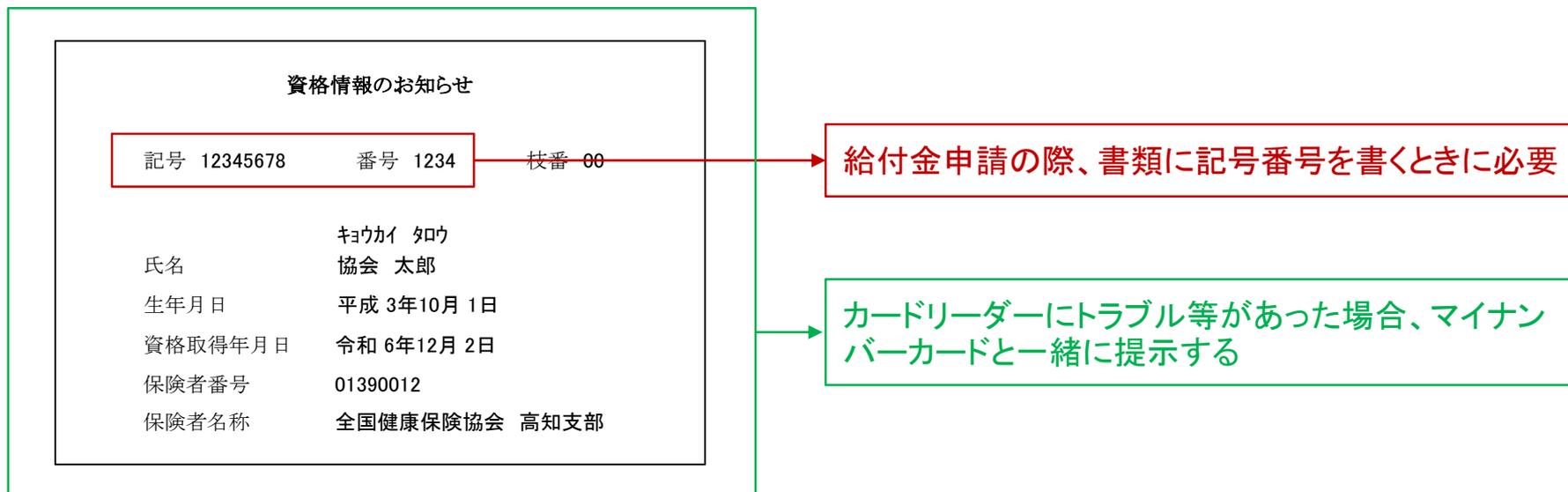
マイナンバーカードには、従来の保険証に記載されている記号・番号や資格取得年月日などの情報が記載されていません。このため、保険証廃止後の給付金申請にご活用いただくことなどを目的に、すべての加入者（被保険者・被扶養者）様に対して、個人単位で発行します。

「資格情報のお知らせ」はどのようなときに必要ですか？

傷病手当金などの給付金の申請の際には、引き続き従来の保険証に記載されている記号・番号の記入が必要となりますので、「お知らせ」に記載されているものをご活用ください。

また、医療機関等での受診の際、窓口設置のカードリーダーにトラブル等があった場合には、「マイナンバーカード + お知らせ」の提示で受診が可能となります。【P10】

万一の際に備えて、大切に保管しておいてください。



「資格情報のお知らせ」②

発行の流れ 1（新規）

- ① 新規加入時【P6】、または記号・番号変更時に**自動**で発行
- ② 協会けんぽから**事業所様**（任意継続保険は加入者個人）宛に送付【P6】

※ 氏名変更、取得日訂正、事業所名称変更等では自動発行されません。

発行の流れ 2（再交付）

- ① 再交付が必要な時に「資格情報のお知らせ交付申請書」を**協会けんぽ**に提出
- ② 協会けんぽから**申請書に記載の住所**宛に送付

※ 「申請書」はホームページに掲載されています。

※ マイナポータルが同じ役割を持っているため、「お知らせ」を紛失しても必ずしも再交付が必要なわけではありません。【P10】

事業主の皆様への3つのお願いです。

1. 新規採用者については、内定段階でマイナンバーを収集してください。
健康保険の資格取得届および被扶養者異動届は、5日以内に日本年金機構へご提出ください。

※ 健康保険法施行規則上の義務です。

2. 資格取得届および被扶養者異動届のご提出にあたり、マイナンバーを正確にご記載ください。

※ 健康保険法施行規則において、事業主は、届出に際し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項にかかる事実確認をすることができると規定されています。

3. 協会けんぽは、マイナ保険証の利用率目標を定めました。
従業員の皆さまに対し、医療機関や薬局での受診の際には、ぜひマイナ保険証で受診するよう、積極的に呼びかけてください。

※ 健康経営優良法人認定制度の調査項目に、事業主のマイナ保険証の利用促進の取組状況が追加される予定です。

ご協力よろしくお願いいたします。

【カードリーダーが使えないとき】 マイナ保険証による医療機関等の受診方法

※ これ以降のページは、必要に応じてご覧ください。

カードリーダーがない医療機関等や故障中など、カードリーダーが使えない場合でも、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」【P7】を一緒に提示することで、保険診療を受けることができます。

※ 上記の場合で、マイナ保険証単独、または「資格情報のお知らせ」単独での保険診療はできません。
必ず「マイナ保険証 + 資格情報のお知らせ」セットでの提示が必要となります。

※ 「資格情報のお知らせ」の代わりに、ご自身のスマホにダウンロードしたマイナポータル「わたしの情報」／「医療保険の資格情報」を提示することでも受診できます。



【マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいとき】 「資格確認書」による受診 ①

「資格確認書」とは？

マイナ保険証をお持ちでない（マイナンバーカードに保険証の利用登録をされていない）方などを対象に発行されます。マイナ保険証をお持ちの場合でも、家族等が同行して資格確認を補助する必要があるときには発行が可能です。

「資格確認書」があれば、マイナンバーカードがなくても保険診療を受けることができますが、マイナ保険証に付与されているメリット【P3】はありません。

「資格確認書」はどのようなときに発行されますか？

新規加入時	発行理由に該当する方（※1）が、日本年金機構に提出する「資格取得届」「被扶養者異動届」の発行要否欄に☑を記載いただくことにより発行します。（※2）【P12】
加入中必要になったとき	発行理由に該当する方（※3）が、協会けんぽに「資格確認書交付申請書」を提出いただくことにより発行します。【P12】
経過措置	令和6年11月29日までに従来の保険証発行を受けている方で、協会けんぽが必要と判断した場合（※1）には、 令和7年9～11月 に発行します。

（※1）「マイナンバーカードを所持していない」「マイナ保険証の利用登録をしていない」場合等。

（※2）加入時の申請で☑をされなかった場合でも、マイナ保険証をお持ちでない方などには、自動的に発行します。

ただし相当な期間（2か月程度）を要することから、できる限り資格取得届等の提出時に申請をお願いします。

（※3）「マイナンバーカードを所持していない」「マイナ保険証の利用登録をしていない」「家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある」場合等。

- ・紛失等による再交付が必要な場合には、「資格確認書交付申請書」を協会けんぽにご提出ください。
- ・資格確認書の有効期限内に退職した場合、「資格確認書」の回収が必要です。（有効期限が切れたものについては、自己破棄も可能です。）

【マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいとき】 「資格確認書」 による受診 ②

発行の流れ 1 (新規加入時)

- ① 発行理由 (※1) に該当する方が、「資格取得届」「被扶養者(異動)届」を申請する際に、発行要否欄にして (※2)、**事業所様**経由で**年金機構**に提出
- ② 協会けんぽから**事業所様** (任意継続保険は加入者個人) 宛に送付

(※1) 「マイナンバーカードを所持していない」「マイナ保険証の利用登録をしていない」場合等。

(※2) 加入時の申請でをされなかった場合でも、マイナ保険証をお持ちでない方などには、自動的に発行します。
ただし相当な期間(2か月程度)を要することから、できる限り資格取得届等の提出時に申請をお願いします。

発行の流れ 2 (加入中必要になったとき)

- ① 加入途中で(任意継続保険は当初から)発行理由 (※3) に該当したときに、「資格確認書交付申請書」を**事業所様**経由で(任意継続保険加入者は直接)**協会けんぽ**に提出 ()
- ② 協会けんぽから**事業所様** (任意継続保険は加入者個人) 宛に送付

(※3) 「マイナンバーカードを所持していない」「マイナ保険証の利用登録をしていない」「家族や介助者等が同行して資格確認を補助する必要がある」場合等。

【マイナ保険証を使わずに保険診療を受けたいとき】 「資格確認書」による受診 ③

「資格確認書」のイメージは、下記のとおりです。

● 材質・サイズ・形状は健康保険証と同様（プラスチック製・カード型）です。

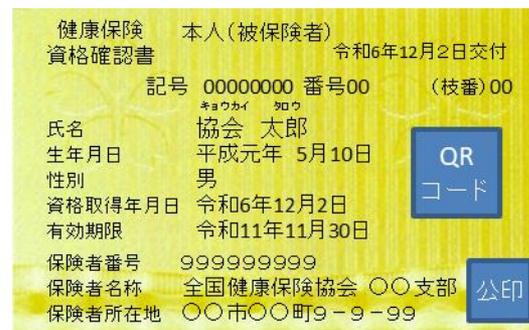
● 有効期間は4～5年です。

※ 1年単位の発行期間を設定し、発行期間ごとに同一の有効期限を設定するため、発行時期によって有効期限は4～5年になります。

● 資格確認書の記載事項は以下のとおりです。

掲載面	記載事項
表面	<ul style="list-style-type: none"> ・記号・番号 ・枝番 ・氏名(漢字、フリガナ) ・被保険者氏名 ・生年月日 ・本人・家族区分 ・被保険者/被扶養者 ・性別 ・QRコード <p>※ 高齢受給者証等証明書の情報を現行同様、別証として発行するため資格確認書には負担区分を記載しない ※ 船員保険においては、発行業務等が健康保険側と異なることから、識別番号、QRコード、支部名を券面情報に記載しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得年月日 ・交付年月日 ・有効期間の終期(有効期限) ・保険者名称・支部名 ・保険者番号 ・保険者所在地 ・公印 ・旧姓(併記申請があった場合)
裏面	<ul style="list-style-type: none"> ・住所 ・備考欄(性同一性障害の方向けの性別対応は備考欄に記載予定) ・注意事項欄 ・臓器提供意思表示欄

レイアウトイメージ



(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ①

制度改正後の保険証等の比較です。

(マイナ保険証をお持ちの方は、①②のみが対象となります。)

	名称	形状	取得方法	使用目的	使用方法	プラス面	マイナス面
①	マイナ保険証	・マイナンバーカード 	・マイナンバーカードの入手後、マイナンバーカードの保険証利用登録を行う	・カードリーダーが設置されている医療機関等を受診するとき	・医療機関等に設置されているカードリーダーで読み取り	・薬剤情報などを正確に医師・薬剤師と共有することで、よりよい医療が受けられる ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」が不要 ・マイナポータルで医療費通知情報を入手でき、確定申告が簡単に行える など	・マイナンバーカードを保険証として利用できるようにする登録作業が面倒 ※当初1回だけの作業になります。
②	資格情報のお知らせ	・紙製カード型 	・資格取得時に自動送付 ・既加入者には令和6年9月（一部の方は令和7年1～2月）に送付 ※マイナポータルから確認できる「わたしの情報」でも代用可能	・ <u>カードリーダーが使えない</u> 場合に医療機関等を受診するとき	・マイナンバーカードと資格情報のお知らせの両方を医療機関等に提示 (資格情報のお知らせのみでは受診不可)		
③	資格確認書	・従来の健康保険証と同じプラスチックカード型(色は黄色) 	・発行理由に該当するときに、下記方法で発行 【新規加入者等】 ・資格取得届等提出時に申出(申出がなくても、マイナ保険証をお持ちでない方等へは職権発行) ・途中から必要になった場合は、資格確認書交付申請書を提出 【R6.11.29までの既加入者】 ・マイナ保険証をお持ちでない方等へは、R7年9～11月職権発行 ※それ以前に必要な方は、資格確認書交付申請書を提出	・ <u>マイナ保険証をお持ちでない</u> 方が医療機関等を受診するとき	・医療機関等に提示	・従来の保険証と同じ感覚で使える ・「限度額適用認定証」「高齢受給者証」の発行手続きや持参が面倒 ・薬剤情報などを医師等に申告する必要があり、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクがある ・確定申告前に医療費通知の発行を受ける必要がある	

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ②

制度改正前後の保険証等の使用可能期間などをまとめました。

● 保険診療に必要な証 (マイナ保険証を所持している場合)



		令和6年					令和7年					令和8年																	
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8			
マイナ保険証	発行	可					制度改正日 (R6.12.2)												経過期間終了 (R7.12.1)										
	使用	可																											
資格情報のお知らせ ※カードリーダー使用不能時に必要	発行	※ 令和6年12月2日以降、新規取得者全員に自動発行 (既加入者へは令和6年9月 (一部は令和7年1~2月) に自動発行)																											
	使用	不可					可																						

※ マイナ保険証を所持している場合は、通常はマイナ保険証の提示のみで受診できます。
カードリーダーが使用不能であるときには、「マイナ保険証+資格情報のお知らせ等」で受診できます。

● 保険診療に必要な証 (マイナ保険証を所持していない場合)



		令和6年					令和7年					令和8年														
		8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8
(従来の)健康保険証	発行	可				不可													経過期間終了 (R7.12.1)							
	使用	可					制度改正日 (R6.12.2)												不可							
資格確認書 ※ R6.12.2以降は保険証の代わりとして機能する	発行	不可				可																				
	使用	不可				可																				
限度額適用認定証 高齢受給者証	発行	可																								
	使用	可																								

※ マイナ保険証を所持していない場合は、従来の健康保険証または新たに発行される資格確認書の提示で受診できます。
これに加えて、限度額適用認定証 (入院などで医療費が高額になる見込みの方)、高齢受給者証 (70歳以上の方) の提示が必要になることがあります。

(参考) マイナ保険証・資格情報のお知らせ・資格確認書の比較 ③

従来の健康保険証は、令和6年12月2日以降新たに発行されなくなりますが、現在お持ちの健康保険証は、退職等で資格喪失にならない限り、令和7年12月1日まで使用できます。

- ◆ 令和7年12月1日までに退職等で使用できなくなった保険証は、従来通り回収が必要です。（協会けんぽへ返却。）
- ◆ 令和7年12月2日以降については、保険証の自己破棄も可能です。（使用不可となるため。）
- ◆ マイナ保険証を使用する等の理由で、従来の保険証を令和7年12月1日以前に返却したい、または有効期限前に資格確認書を返却したい旨のご希望があれば、協会けんぽにご返却ください。

		R6.12.2～R7.12.1	R7.12.2～
 従来の保険証	使用可否	使用可	使用不可
	回収の要/不要	回収必要	回収不要 (自己廃棄可)
 (R6.12.2～) 資格情報のお知らせ	回収の要/不要	回収不要(自己廃棄可)	
	回収の要/不要	回収必要	回収不要(自己廃棄可)
 (R6.12.2～) 資格確認書	回収の要/不要	回収必要	回収不要(自己廃棄可)
	回収の要/不要	回収必要 ※有効期限切れ分は回収不要(自己廃棄可)	回収不要(自己廃棄可)

(参考) マイナ保険証に関するお問い合わせ先

(国) マイナンバー総合フリーダイヤル

- ・「通知カード」「個人番号カード」に関することやその他マイナンバー制度、カード紛失等に関するお問い合わせ先 **0120-95-0178**

※ マイナンバー制度やマイナンバーカードに関する一般的なお問い合わせは、国のマイナンバー総合ダイヤルをお願いします。

(協会) マイナンバーコールセンター

- ・協会けんぽでは、以下の事項に対するお問い合わせ先として、専用のコールセンターを設置します。

- マイナ保険証、オンライン資格確認
- 資格情報のお知らせ
- 資格確認書 等

お問い合わせ先 **0570-015-369** (ナビダイヤル)

- ・ 設置期間：令和6年9月2日から令和8年2月28日（予定）

※上記のコールセンターでは、以下の言語について対応予定です。加入者等・オペレーター・通訳者の三者通話となります。

英語・中国語・韓国語・スペイン語・タガログ語・ポルトガル語・ベトナム語・タイ語・インドネシア語・ネパール語・ビルマ語・フランス語
ドイツ語・イタリア語・ロシア語・マレー語・クメール語・モンゴル語・シンハラ語・ヒンディー語・ベンガル語・ウルドゥー語

(参考) より詳しくマイナ保険証について知るためには

マイナ保険証解説動画

「使ってみよう！マイナ保険証」

マイナ保険証の制度や使用方法について
動画で案内しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。



協会けんぽ特設ページ

「マイナ保険証を1度使ってみませんか？」

協会けんぽではマイナ保険証について
解説した特設ページを作成しています。
右の二次元バーコードからご覧ください。

